

『産業保健看護専門家制度名簿 専門家の登録更新、
若しくは有効期間延長・更新猶予をされる方へ』

産業保健看護専門家制度名簿 専門家の登録更新、若しくは有効期間延長・更新猶予をされる方は、以下の各書類を準備し、事務局に送付してください。

※会費未納や学生会員への会員種別変更等により日本産業衛生学会の正会員資格を失効した場合は、本制度登録削除となりますのでご注意ください。

I. 登録更新（保健師・看護師）

1. 産業保健看護専門家制度名簿 専門家 登録更新申請書（様式第20号-2）
2. 登録更新手数料（手数料16,500円（消費税込み））受領証（写）：様式第20号-2の裏面に貼付
3. 実務経験報告書（様式第1号）又は実践活動報告書（様式第7号）
専門家として登録後（更新した者は更新後）、産業保健看護に係る実務経験若しくは実践活動が合わせて5年以上であること
4. 研修単位報告書（様式第2号-1）及び研修内容報告書（様式第2号-2）
専門家として登録後（更新した者は更新後）、継続研修を20単位（専門研修16単位、実地研修4単位）履修しており、専門研修16単位のうち産業看護総論については2単位、その他の単位は14単位取得していること
5. 業績報告書（様式第4号：抄録・論文の写しも提出）
専門家として登録後、産業保健看護に係る研究業績があること
専門家として登録後（更新した者は更新後）の業績が、次のいずれかを満たしていること
■日本産業衛生学会（総会）、全国協議会、各地方会学会、各部会主催の学術集会のいずれかにおいて第1発表者として1演題以上の発表実績があること
■産業衛生学雑誌、Journal of Occupational Health 又は Environmental and Occupational Health Practice で筆頭著者として1論文以上の発表実績があること
■日本産業衛生学会ホームページに筆頭著者として1例以上のGPS:Good Practice Samplesの発表実績があること
6. 学会活動報告書（様式第5号：参加証の写しも提出）
専門家として登録後（更新した者は更新後）、日本産業衛生学会正会員として、次の学会活動を行っていること
■日本産業衛生学会（総会）、全国協議会出席を2ポイント、各地方会学会、各部会主催の学術集会出席を1ポイントとし、5年間で、5ポイント以上あること
※ 地方会例会は含まない
7. 社会貢献報告書（様式第6号：委嘱状等の写しも提出）
専門家として登録後（更新した者は更新後）、産業保健看護に係る社会貢献を行っていること

※ 審査の結果、更新資格が満たされていないと判定された場合であっても、一旦納付された手数料は返還しない。

II. 有効期間延長・更新猶予（保健師・看護師）

1. 有効期間延長・更新猶予申請書（様式第14号-1）

（委員会が求めた場合は以下についても追加提出）

1. 有効期間延長・更新猶予 追加申請書（様式第14号-2）

2. 追加申請手数料（11,000円（消費税込み））受領証（写）：様式第14号-2の裏面に貼付

※ 産業保健看護専門家制度名簿 専門家への登録有効期間は、登録証に記載される登録日の翌日から起算して5年を経過する日までだが、期間内に更新手続きを行えない場合、委員会が認めた者については、登録有効期間を延長、若しくは更新を猶予することができる。

※ 有効期間延長・更新猶予の可否は、委員会で申請内容を確認の上、決定する。

※ 有効期間延長・更新猶予を希望する者の申請期限は、登録証に記載される登録有効期限翌日から起算して6か月以内とする。

＜有効期間延長について＞

登録有効期間中に法令に定められた各種（出産、育児、介護、公傷、私傷病等）休業及び休暇を取得した場合、自身や配偶者のやむを得ない事情（進学や海外転勤への同伴等）による実務の中止があった場合等に、その期間について有効期間の延長ができる。

ただし、有効期間を延長できるのは、当初の登録有効期間内（登録日から5年間）に生じた休業および休暇期間に限ることとし、有効期間延長した期間（当初の登録有効期間以降）に生じた休業および休暇については、有効期間の延長を認めない。

＜更新猶予について＞

有効期間内に産業保健看護専門家制度名簿 専門家への登録更新条件を満たすことができなかつた場合、更新を猶予することができる。猶予期間は委員会が定めた期間とする。

ただし、猶予期間中は、専門家の名称を使用することはできず、猶予期間内に更新が認められた場合の更新後の登録有効期間は、次の更新までの5年間から猶予期間を差し引いた期間となる。